

お知らせ

国保年金課からのお知らせ (☎537-5736)

◎4月～31年3月に75歳となる人へ  
誕生日前日まで有効の被保険者証を送ります。誕生日から使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の前月に大分県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

◎退職者医療制度に該当し、4月2日～31年3月1日に65歳となる人へ  
誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）まで有効の被保険者証を送ります。誕生月の翌月から使用する被保険者証は、誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）までに郵送します。

◎後期高齢者医療制度に該当する人へ  
使用している後期高齢者医療被保険者証は、7月末まで有効です。切替時は改めてお知らせします。

市内全域で有害鳥獣の捕獲を行います

市の有害鳥獣捕獲班により、主に被害のある農地周辺や山間部で行います。事故を防ぐため、山に入る際は目立つ色の服装で鈴などを着け、わなを発見しても絶対に近づかないください。また、住宅地周辺で行う場合もありますのでご理解、ご協力をお願いします。

■期間：3月16日(金)～31日(土)  
■実施方法：銃器、わな(住宅地周辺では銃器は使用しません)  
☎ 林業水産課(☎585-6021)

不妊治療をお考えの皆さんへ

市では、医療保険適用外の不妊治療にかかる費用を一部助成しています。

■対象：不妊治療を行っている夫婦で、次のすべての要件を満たす人 ●妻の年齢が43歳未満 ●夫婦の一方が助成金申請時に市内に住所を有している ●夫および妻の前年の合計所得額が730万円未満

■申請期限：治療終了日から60日以内  
■その他：詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、県不妊専門相談センター(☎586-6368)では、不妊に関する相談に応じています。

大分駅前地下道でアート作品を制作します

「アートを活かしたまちづくり」事業の一環として、大分駅前地下道でLEDを使った新しいアート作品を制作します。

■制作期間：3月1日(休)～27日(火)  
※期間中は、大分駅前地下道の一部が通行しにくくなる場合があります。  
☎ 商工労政課(☎537-5964)

国民年金室からのお知らせ (☎537-5617)

◎3月から国民年金の手続きには原則マイナンバーが必要です

国民年金に関する手続きは、原則マイナンバーの記入が必要になりますので、マイナンバーカードをお持ちください。お持ちでない人は、通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しのほか、運転免許証や年金手帳などの身分証明書が必要です。

◎国民年金保険料を納めるのが困難なときは申請を

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度がありますのでご利用ください。

※納付猶予制度は50歳未満の人(28年6月分の保険料までは30歳未満の人)が対象です。

■申請場所：国民年金室(本庁舎1階⑩番窓口)または各支所、本神崎・一尺屋連絡所

おむつなどの介護用品購入費受給資格申請と支給申請をお忘れなく

◎30年度分の受給資格申請

29年度分の受給資格の有効期限は、3月末までです。4月以降も受給を希望する場合、更新申請が必要です。申請は3月1日(休)から受け付けます。

■対象：29年度分の受給資格があり、現在、在宅で常時おむつを必要とする要介護者(証明が必要)

※申請方法など詳しくは、担当ケアマネジャーに相談してください。

※現在受給資格を持っていない人も申請できますので、ご相談ください。

◎28年度分の支給申請

領収書(水色)の領収日の翌日から2年以内が申請受付期限ですので、ご注意ください。

☎ 長寿福祉課(☎537-5742)

住宅用火災警報器は維持・管理が大切です

- 年に1回程度、引きひもを引く、点検ボタンを押すなどして作動確認をする
  - ほこりなどで火災を感知しにくくなる、誤作動を起こすなどの場合があるので定期的に掃除をする
  - 電池が切れそうになると音や光で知らせてくれるので交換する
  - 設置後10年を経過したものは劣化している場合があるため本体を交換する
- ☎ 消防局予防課(☎532-3199)

告知型本人通知制度を導入しました

告知型本人通知制度とは、第三者によって戸籍や住民票などの証明書を不正取得されたことが判決などで明らかになった場合に、その旨を本人に通知するものです。この制度により、不正取得の防止が期待されます。

内容について詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民課(☎537-5615)へ。

小学校就学前に予防接種を受けましょう -3月1日～7日は「子ども予防接種週間」-

MR(麻しん風しん混合)ワクチンは、1歳児に1回目を、小学校就学前の1年間に2回目を接種することになっています。2回目を受けていない人は、無料で接種できます。

■対象：23年4月2日～24年4月1日生まれの人

■期限：3月31日(土)

■実施場所：市内の指定医療機関

■持参品：健康保険証、母子健康手帳

☎ 保健所保健予防課(☎535-7710)

3月1日～7日は「建築物防災週間」です

この機会に、ご自分の建物を点検してみましょう。

- 点検のポイント：①耐震対策 ②外壁タイルなどの落下防止対策 ③看板、ブロック塀などの安全対策

※「誰でもできるわが家の耐震診断」リーフレットを開発建築指導課(本庁舎1階 ☎537-5635)で配布しています。



国保に加入している皆さんへ  
～国保制度が変わります～

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。

これまでどおり、市役所が窓口となって手続きを行うほか、被保険者証の発行、保険税の決定や納税通知書の発行は各市町村が行い、健診・保健指導等に関しても変更はありません。

今回は、制度改革により変更されることをお知らせします。

1 被保険者証の記載項目と有効期間の一部が変更されます

従来様式	新様式
国民健康保険 有効期限 平成30年3月31日 被保険者証 記号一番号 ●●●●●●●●	国民健康保険 有効期限 ●●●●年7月31日 被保険者証 記号番号 0●●●●●●●●
氏名 大分 太郎 性別 男 生年月日 平成●●年●●月●●日 資格取得日 平成●●年●●月●●日 交付年月日 平成●●年●●月●●日 世帯主名 大分 太郎 住所 大分市荷揚町2番31号 保険者番号 440016 保険者名 大分市	氏名 大分 太郎 性別 男 生年月日 平成●●年●●月●●日 適用開始年月日 平成●●年●●月●●日 交付年月日 平成●●年●●月●●日 世帯主名 大分 太郎 住所 大分市荷揚町2番31号 保険者番号 440016 交付者名 大分市

被保険者証の名称の頭に「大分県」と記載。  
「資格取得日」が「適用開始年月日」と表記変更。  
「保険者名」が「交付者名」と表記変更。

有効期限を8月～7月の1年間に変更。  
これまでの記号番号7桁の頭に「0」を付番して、8桁に変更。

有効期間について  
変更前：4月1日から翌年3月31日まで  
変更後：8月1日から翌年7月31日まで  
※納付状況等により被保険者証を交付できない場合や期限が異なる場合があります

- 大分市では、平成30年3月中旬に簡易書留で例年通り4月からの被保険者証(紫色)を送付しますが、有効期限を平成30年7月31日まで(4カ月間有効)とします。不在の場合は「不在連絡通知書」がポストなどに入ります。
- 平成30年7月に送付する被保険者証(朱色)は、有効期限を翌年7月31日まで(1年間有効)とし、以降は1年ごとに更新します。

2 8月から、70歳以上75歳未満の人の高齢受給者証と被保険者証が一体化します

医療機関で受診するときは、被保険者証の提示だけで済むようになります。

現在2枚必要  
被保険者証  
高齢受給者証

平成30年8月から  
被保険者証兼  
高齢受給者証

1枚に!!

3 国保の「はり、きゅう、マッサージ等施設利用補助制度」が廃止されます

これまで、大分市国保加入者に対し、「はり、きゅう並びにマッサージ及び指圧の施設利用補助」により1回1,100円の補助を行っていましたが、本制度は平成30年3月31日をもって廃止します。

平成30年4月以降は国民健康保険事業としてではなく、大分市の事業として新たな補助制度を開始する予定です。内容については、今後の市報および市ホームページでお知らせします。

☎ 国保年金課 (①②について) ☎537-5736 (③について) ☎537-5735